



## 違法（未払いなど）を追及するために

- 雇用契約書—賃金や勤務時間などがわかるもの
- 給料明細書—給料日にもらうもの、月収、日収、時間当たりの賃金
- タイムカードの写し（コピー）—  
毎日働いた時間がわかるもの
- 解雇通知書  
退職金、賃金、予告手当など退職時の条件（支給金額のわかるもの）等できるだけ保管しておいてください。



## 絶対「やめる」とは言わないこと

経営者は不況やリストラに便乗した退職勧奨（肩タタキ）や解雇をよく言い出します。

しかし、絶対に自分から「やめてやる」と言ったり退職届けを出してはいけません。それはあなたが不利になります。

「反対だ」と言うか、最悪でも「帰って相談する人がいる」と言って、結論を出さないようにしましょう。